



証券コード 8200

平成27年5月8日

株主各位

本店所在地 長崎県長崎市鍛冶屋町6番50号

グループ本社 東京都品川区大崎一丁目6番1号T.O.C大崎ビル14階

株式会社リンガーハット

代表取締役社長 秋本英樹

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年5月26日（火曜日）午後5時までには到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬具

記

- 日時 平成27年5月27日（水曜日）午前10時 ※入場受付開始午前9時予定
- 場所 福岡県福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 3階 芙蓉の間（末尾案内図ご参照）
- 目的事項
 - 報告事項
 - 第51期（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第51期（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役8名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集に当たっての決定事項

- (1) 議案に対して賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱います。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、当社定款の定めに従い、議決権を有する他の株主さま1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面をご提出いただくことが必要です。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
 2. 株主ではない代理人及びご同伴の方などの議決権を有する株主以外の方は、株主総会会場にはご入場いただけませんのでご注意ください。
 3. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.ringerhut.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 4. 株主総会終了後、株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。なお懇談会につきましては、後記「株主懇談会のご案内」に記載いたしております。

(提供書面)

事業報告

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、消費税増税後の景気落ち込みがあったものの、政府主導による経済・金融政策推進を背景に、景気回復の動きがみられました。一方、円安による輸入品価格の上昇が消費動向を低調に推移させるなど、依然として景気の下振れ懸念が拭えない状況が続いております。

外食産業におきましても、急激な円安による原材料価格の高騰や、雇用環境の変化に伴う人財コストの上昇など、先行きにますます不透明感が増してきています。

このような状況の中、当社グループは野菜をはじめとする食材の国産化などによる、食の「安全・安心」に地道に取り組み続け、『全員参加で企業体質を改革しよう』をスローガンに、強固な企業体質づくりとともに、企業価値向上に努めてまいりました。

◆『5Sの徹底とお客さま満足度向上』

当連結会計年度より、当社グループが創業以来築き上げてきた企業理念を、パート・アルバイトを含む全員参加型経営の哲学として浸透させるために「リンガーハットフィロソフィー」として策定いたしました。

現場店舗では毎日フィロソフィーの輪読を行い、店長とパート・アルバイト従業員との対話の機会を持つことで、店舗のQSC(Q=クオリティ・S=サービス・C=クリンリネス)の原点である、「整理」「整頓」「清掃」「清潔」「躰しつ」の5Sを徹底し、お客さま満足度の維持向上に取り組んでまいりました。

さらに5S活動として、全社全従業員が参加する「5Sの日」を年2回設定するとともに、各店舗においても清掃や設備補修などの5S活動を定期的実施し、その活動内容を社内ブログで報告するなど、全社的な取り組みとして意識の共有を図ってまいりました。

また、この企業理念の共有と理解を深める施策として「フィロソフィーセミナー」を実施し、当連結会計年度末までに22回開催し延べ400名以上が受講するなど、全員参加型経営への参加意識が確実に高まってきております。

◆『現地・現物で改善のスピードを上げる』

企業価値向上のための改善のヒントは、すべて現地（店舗や工場）・現物（商品）にあるという基本的な考え方に立ち戻り、スピード感を持ってさまざまな施策を実行してまいりました。

リンガーハット店舗の約8割強で導入されている調理システム「NOS（ニュー・オペレーション・システム）」の効率性を見直しにも着手し、ちゃんぽん麺の美味しさ向上とともに、調理提供時間が飛躍的に短縮され、進化型NOSとして、順次転換を実施してまいりました。

また店舗現場でのパート・アルバイト従業員一人ひとりのレベルアップを目的に、「調理／サービス認定制度」を導入し、調理／サービスコンテストの実施と併せて意欲向上に、つなげてまいりました。

さらに、女性が輝く職場環境づくりについても取り組みをはじめ、女性従業員が個々の能力を発揮して、長く活躍できる環境整備の実現を目指した「女性活躍推進セミナー」を半年間にわたって開催し、そこで提案された戦略を採用し、新たに「女性活躍推進室」を設置いたしました。

◆『自主自立で独立採算を実践』

「売上最大、経費最小、時間最短」という経営原則を基本とする、小集団チーム単位で成る経営管理システムは導入より2年を経過し、全社全部門に展開することができました。

決められた目標数値やコストダウンだけに固執するのではなく、チーム単位で、パート・アルバイト従業員との対話を通じて予定目標を共有することで、確実に全員参加型の経営の意識へと変わりつつあります。

また、冷凍食品などの外販事業につきましては、当連結会計年度より完全子会社のリンガーフーズ株式会社へ事業移管し、今後は長崎ちゃんぽん、とんかつに次ぐ第三の柱を目指して独立採算制へ移行いたしました。店頭販売やインターネット等通販はもとより、コンビニエンスストアとのコラボ商品販売や、付加価値を高めた「和華蘭」（当社登録商標 第5127956号ほか）ブランド商品の展開などにより、収益力拡大に努めてまいりました。

出店政策におきましては、国内では徳島県、和歌山県への進出により42都道府県まで拡大するなど53店舗を新規出店し、海外では初の和食業態出店となる「六角浜かつ」を米国ハワイ州に出店するなど3店舗を新規出店いたしました。

一方で、不採算店やリロケートにより28店舗を退店した結果、当連結会計年度末では海外も含め合計678店舗（うちフランチャイズ店舗203店舗）となり、前連結会計年度比28店舗の増加となりました。

売上高につきましては、消費税増税直後の影響を受けての厳しいスタートとなりましたが、「安全・安心」な商品の提供を目的として実施した価格改定と、国内での食品の「安全・安心」への関心の高まりが追い風となり、純既存店売上高は長崎ちゃんぽん・とんかつ事業ともに前連結会計年度を上回り、全社で前連結会計年度比101.8%と好調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は381億55百万円（前連結会計年度比3.9%増）、営業利益22億42百万円（同26.2%増）、経常利益22億11百万円（同32.3%増）、当期純利益9億60百万円（同35.8%増）と、過去最高の売上高と利益を達成することができました。

事業別概況は次のとおりであります。

<長崎ちゃんぽん事業>

「長崎ちゃんぽんリンガーハット」では、「日本の野菜の日キャンペーン」や「日本のぎょうざの日キャンペーン」の実施など、当社の強みである国産野菜、食材使用による「安全・安心」をさらにアピールする販売促進を実施してまいりました。

メニュー施策としては、今後の夏季看板商品として開発された、野菜をふんだんに使用した「冷やしちゃんぽん」を新発売、また、健康志向やご年配の方のニーズにお応えするために「減塩ちゃんぽん」の販売も開始するなど、商品開発研究にも一層の注力を重ね、お客さまに喜んでいただけるような商品化に取り組んでまいりました。

さらに新しい“自分流・わがまま・アレンジ”にお応えするためのサービススタイルとして開始した「myちゃんぽん」導入店舗も、試行改良を重ねながら3店舗まで拡大いたしました。また、調理・サービス教育にも力を入れ、よりおいしい商品をよりよい接客で提供することで、お客さま満足度の向上に取り組んでまいりました。

また、調理・サービス教育にも注力し、認定制度の推進ならびにコンテストを開催するなど、調理・サービスレベル向上とともにお客さま満足度向上に取り組んでまいりました。

新規出店では、国内ではショッピングセンターを中心に49店舗、海外では米国ハワイ州および香港にそれぞれ2号店の2店舗、計51店舗を出店し、リロケートを含む26店舗を退店、当連結会計年度末の店舗数は570店舗（うちフランチャイズ店舗184店舗）となりました。

以上の結果、売上高は281億64百万円（前連結会計年度比3.0%増）、営業利益は13億76百万円（同29.6%増）と増収増益となりました。

<とんかつ事業>

「とんかつ浜勝」では、『より多くのお客さまに、お食事の楽しさを味わっていただくために、おいしいとんかつ料理を、いつでもおなかいっぱい召し上がっていただく』ことに一貫して取り組んでまいりました。

前連結会計年度より導入した、黒米入りの麦ごはんや、黒酢をブレンドした生野菜ドレッシングなど、お客さまの健康志向に対応しながら品質を高める施策が、引き続きご好評をいただいております。

また、女性のお客さまだけでなく、新しい顧客層の獲得にもつながっている「デザートビュッフェ」導入店舗は5店舗まで拡大、さらに中食志向が強まっているニーズにも対応するため、既存店にとんかつ惣菜売り場を併設する試みにも取り組んでおります。

これらの取り組みによって、価格と品質のバランスが取れたメニューが評価され、純既存店の前連結会計年度比売上高は、2012年6月から当連結会計年度末まで33か月連続で前年を上回り、通期で106.5%、客数も102.8%と好調に推移いたしました。

新規出店では、初の中京圏進出となるイオンモール名古屋茶屋店（名古屋市）など国内4店舗と、初の海外進出となる、六角浜かつ（米国ハワイ州）の計5店舗を出店、不採算店2店舗を退店した結果、当連結会計年度末における店舗数は108店舗*（うちフランチャイズ店舗19店舗）となりました。（*和食業態の長崎卓袱浜勝を含む）

以上の結果、売上高は97億61百万円（前連結会計年度比7.0%増）、営業利益は7億51百万円（同27.5%増）と、増収増益を達成することができました。

<設備メンテナンス事業>

設備メンテナンス事業は、当社グループ内直営店舗及びフランチャイズ店舗の設備維持メンテナンスに係る工事受注や機器類の保全などが主な事業であり、売上高は16億96百万円（前連結会計年度比12.9%増）、営業利益は1億41百万円（同15.9%増）と増収増益を達成することができました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資金額（敷金及び差入保証金を含む）は22億88百万円で、その主なものは次のとおりであります。

（百万円未満切り捨て）

設 備 投 資 内 容	投 資 金 額
① 新設店舗工事	1,114百万円
② 改造・改装工事	267
③ 店舗設備	400
④ 工場設備	356
⑤ 情報機器設備	69
⑥ その他設備	80
合 計	2,288

（注） 1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しておりますので、加減結果が合計表示と不一致となる場合があります。（以下同様）

2. 上記金額には、リースによる投資2億94百万円が含まれております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分/期別	平成23年度 第48期	平成24年度 第49期	平成25年度 第50期	平成26年度 第51期(当期)
売上高 (百万円)	34,677	35,073	36,726	38,155
経常利益 (百万円)	1,199	1,233	1,671	2,211
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△420	632	707	960
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△19.07	28.65	32.35	43.53
純資産 (百万円)	9,807	10,310	10,871	11,866
総資産 (百万円)	23,698	24,513	24,410	25,941

- (注) 1. 売上高には、その他の営業収入を含めて記載しております。
2. 記載金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率 (間接所有を含む)	主要な事業内容
リンガーハットジャパン株式会社	100百万円	100.0%	「長崎ちゃんぽん リンガーハット」の営業
浜勝株式会社	100百万円	100.0%	「とんかつ浜勝」の営業
リンガーフーズ株式会社	30百万円	100.0%	食品等の外販事業
リンガーハット開発株式会社	300百万円	100.0%	設備メンテナンス業
Ringer Hut Hawaii Inc.	3,100千米ドル	100.0%	米国における直営店舗の営業
Ringer Hut(Thailand)Co.,Ltd.	4,000千バーツ	49.0%	タイ国内事業管理運営
Champion Foods Co.,Ltd.	50,000千バーツ	99.0%	タイ国内店舗の営業

尚、この他、事業年度内に今後の台湾事業拡大を主たる事業目的とした、台湾棧閣屋有限公司(Ringer Hut Taiwan Co.,Ltd.) (資本金：500千台湾ドル、出資比率：100%)の法人設立申請を行い、事業年度後の平成27年3月16日付で台湾当局より認可、設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

人口減少と少子高齢化が国内外食市場に与える影響は、より現実のものとして年々厳しさを増し、短期間で激変する経営環境に対応するために、企業の「改善」努力を超えた「改革」を迫られております。

このような環境の下、第50期より『全員参加で企業体質を改革しよう』を継続してスローガンとして掲げ、パート・アルバイトから役員に至る一人ひとりが経営者意識を持ちながら、課題に対する相互理解と合意を深め、さらなる企業価値向上に取り組んでいくことが最重要事項と考えています。

◆ 5 Sを磨きこみお客さまを増やす

この3年間で「整理」「整頓」「清掃」「清潔」「躰」の5 Sを、全員参加型経営の哲学として取り組んでまいりました。一方で、近年は特に食に関する「安全・安心」のニーズがより高くなってきています。この5 S活動こそが店舗Q S Cの基本として再認識し、さらに磨きこみ、個店ごとのお客さま満足度の向上に努めてまいります。

◆ 現地・現物で改善のスピードを上げる

めまぐるしく変化する環境の中でスピーディーに改善を進めるには、「目に見えるムダ」「仕組み上のむだ」「人が引き起こす無駄」という3 Mの排除が必要です。そのためには、現地（店舗や工場）・現物（商品）で、徹底して真因を追究することを繰り返し、考えて「実行」することが重要となります。改善のヒントはすべては現地・現物にあるという、この基本的な考え方に立って、経営効率を高めてまいります。

◆ 人財を育成し時間当り採算を向上

企業改革を進めるために、この2年間で「売上最大、経費最小、時間最短」という経営原則を基本にして、小集団の独立採算制による経営管理システムの導入に注力してまいりましたが、その原動力となる「人財育成」を重視し、女性活躍を推進していくとともに、一人ひとりの自主自立精神を育成し、時間をコストの指標のひとつとした「時間当り採算」を向上してまいります。

以上により第52期連結業績の見通しは、売上高395億円、営業利益26億円、経常利益25億円、当期純利益11億円をそれぞれ見込んでおります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなにとぞより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年2月28日現在）

当社グループは、当社と子会社7社及び関連会社1社*で構成され、「長崎ちゃんぽん」の専門店「リンガーハット」、「とんかつ」の専門店「浜勝」を主としたチェーン店及び長崎郷土料理「長崎卓袱浜勝」の経営、食品・食品原材料の製造・加工並びに外販事業及び設備メンテナンスを主な内容とする事業活動を行っております。

（注）関連会社は次のとおりであります。

Ringer Hut Hong Kong Co.,Ltd.（資本金15,000千香港ドル／出資比率49.0%）

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年2月28日現在）

企業集団の主要拠点等

当社本店	長崎県長崎市鍛冶屋町6番50号（登記上の本店）
グループ本社	東京都品川区大崎一丁目6番1号 TOC大崎ビル14階
工場	佐賀工場 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲4550番地5
	富士小山工場 静岡県駿東郡小山町棚頭224番5号
	鳥栖分工場 佐賀県鳥栖市神辺町字俵土手1540番地

総店舗数678店舗（国内671店舗／海外7店舗）

（※）浜勝には和食業態（長崎卓袱浜勝）を含めて表示しております。

都道府県	長崎ちゃんぽん リンガーハット			とんかつ浜勝		
	直営	F C	計	直営	F C	計
北海道		6	6			
青森		3	3			
岩手		1	1			
秋田		2	2			
山形		1	1			
宮城		4	4			
福島						
東京都	73	8	81	6		6
千葉県	36	1	37	2		2
神奈川県	48	11	59			
埼玉県	40	12	52	4		4
群馬		5	5			
栃木	3	2	5			
茨城	3	8	11			
山梨	3		3			
静岡県	5	6	11	1		1
新潟		2	2			
長野		3	3			
岐阜	5		5			
富山						
石川						
福井						
愛知	22	6	28	2		2
三重	1	2	3			

都道府県	長崎ちゃんぽん リンガーハット			とんかつ浜勝		
	直営	F C	計	直営	F C	計
滋賀		1	1			
京都	4		4			
奈良	1	2	3			
和歌山		1	1			
大阪	18	2	20			
兵庫	15		15	2		2
鳥取		2	2			
島根		1	1			
岡山	1	1	2	1		1
広島	7	2	9	6		6
山口	5		5	4		4
香川		2	2			
愛媛		4	4			
徳島		1	1			
高知						
福岡	48	33	81	30	7	37
佐賀	3	11	14	4	2	6
長崎	14	14	28	(※) 8	7	15
大分	3	7	10	3		3
熊本	9	9	18	6	3	9
宮崎	9		9	6		6
鹿児島	4	5	9	3		3
沖縄	3		3			
海外	3	3	6	1		1
総合計	386	184	570	89	19	108

(7) 従業員の状況（平成27年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
長崎ちゃんぽん事業	284 (3,153) 名	△ 42 (△100) 名
とんかつ事業	92 (1,231)	△ 1 (△ 20)
設備メンテナンス事業	28 (14)	± 0 (± 0)
全社（共通）	91 (79)	+ 10 (+ 35)
合計	495 (4,477)	△ 33 (△ 85)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パートタイマー・アルバイトは（ ）内に年間の平均人員（1ヵ月165時間換算）を外数で記載しております。
2. 全社（共通）と記載されている従業員数は、特定の事業に区別することができない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	115名	△ 2名	43.8歳	19.2年
女性	9名	+ 2名	36.0歳	10.7年
合計	124名	± 0名	43.3歳	18.6年
(パートタイマー・アルバイト)	(508名)	(△18名)		

- (注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマー・アルバイトは（ ）内に年間の平均人員（1ヵ月165時間換算）を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年2月28日現在）

借	入	先	借	入	残	高
		株式会社十八銀行			2,450	百万円
		株式会社西日本シティ銀行			1,001	
		株式会社三菱東京UFJ銀行			998	
		株式会社福岡銀行			740	
		株式会社商工組合中央金庫			642	
		三菱UFJ信託銀行株式会社			607	
		株式会社三井住友銀行			205	
		株式会社みずほ銀行			95	
		日本生命保険相互会社			30	

(注) 1. 記載金額の百万円未満は切り捨てて表示しております。

2. 上記借入金残高のほかに、下記社債の当期末残高があります。

株式会社三井住友銀行適格機関投資家譲渡限定無担保社債	100	百万円
株式会社みずほ銀行適格機関投資家譲渡限定無担保社債	80	百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行適格機関投資家譲渡限定無担保社債	80	百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 46,000,000株
- ② 発行済株式の総数 22,067,972株
- ③ 株主数 24,073名（前年度末比 1,764名減）
- ④ 単元株式数 100株（総議決権数 220,213個）
- ⑤ 所有者別の状況

	個人その他	一般法人	金融機関	外国人	証券会社	自己株式
株主数（名）	23,718	197	31	106	20	1
所有株式数（株）	10,420,178	4,160,990	6,248,876	1,144,006	84,207	9,715
持株構成（％）	47.22	18.86	28.32	5.18	0.38	0.04

⑥ 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
ヨネハマホールディングス有限会社	1,200,000	5.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) (注) 2	1,034,700	4.69
株式会社十八銀行	1,005,000	4.56
第一生命保険株式会社	629,600	2.85
株式会社三菱東京UFJ銀行	535,095	2.43
アサヒビール株式会社	527,500	2.39
株式会社ハチパン	511,500	2.32
株式会社福岡銀行	348,184	1.58
麒麟麦酒株式会社	332,780	1.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) (注) 2	255,400	1.16

(注) 1. 大株主の持株比率は自己株式（9,715株）を控除して計算、小数点第三位以下を四捨五入して表示しております。

なお、株式付与型E S O P 信託導入に伴い、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与型E S O P 信託口）が取得し、平成27年2月28日現在において同信託口が保有する当社株式90,865株は、自己株式には含めておりません。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式は、証券投資信託等の信託業務に係る株式であります。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成26年7月11日開催の取締役会において、当社従業員の勤労意欲向上と、株価を意識した経営参画意識向上により、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的とした、従業員インセンティブ・プラン「株式付与型E S O P信託」の導入を決議いたしました。

これにより、同年8月末日までに、株式付与E S O P信託口（日本マスタートラスト信託銀行会社名義）が、取引市場より当社株式91,200株を総額149,976,100円で取得しております。

<ご参考> E S O P信託の概要

E S O P信託とは、米国のE S O P（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の報酬制度の拡充を図る目的を有するものをいいます。

当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から取得します。その後、当該信託は、株式交付規程に従い、信託期間中の会社業績の達成度に応じた当社株式を、退職時に従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意志が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

(4) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年2月28日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	米 濱 和 英	CEO（最高経営責任者）
代表取締役社長	秋 本 英 樹	
専務取締役	八 幡 和 幸	浜勝株式会社 代表取締役社長
専務取締役	前 田 泰 司	リンガーハットジャパン株式会社 代表取締役社長
取 締 役	佐々野 諸 延	生産部担当
取 締 役	福 原 扶 美 勇	海外・沖縄事業本部担当 Ringer Hut Hawaii Inc. President Ringer Hut (Thailand) Co.,Ltd. President
取 締 役	米 濱 鉦 二	最高顧問（非常勤）
常勤監査役	閑 敏 郎	
監 査 役	東 富 士 男	弁護士法人あずま総合法律事務所 社員
監 査 役	上 野 守 生	株式会社プロネクサス 代表取締役会長

- (注) 1. 監査役東富士男氏及び監査役上野守生氏は、会社法に定める社外監査役であります。
2. 監査役東富士男氏及び監査役上野守生氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所が定める「独立役員」に該当するものとして指定し、両取引所に届け出ております。
3. この他、平成24年5月24日開催の定時株主総会において、（社外）補欠監査役1名（山内信俊氏）が選任されており、その予選効力は定款の定めにより、当第51期定時株主総会開始の時までとなります。
4. 当社では、平成21年5月開催の第45期定時株主総会終結の時をもって社外取締役1名が任期満了により退任して以来、当事業年度末日に至るまで社外取締役を置いておりませんでした。コーポレート・ガバナンスのより一層の強化のため、当第51期株主総会の第3号議案（取締役8名選任の件）において、社外取締役候補者1名を含む議案を上程しております。

② 当事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏 名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任の事由	退 任 日
専務取締役	鎌 田 武 紀	海外事業統括責任者 フランチャイズ企画開発管掌	辞任による退任	平成26年5月27日

- (注) 鎌田武紀氏は、グループ外販事業の強化に専念するため、平成26年5月27日付で辞任により退任し、当社子会社リンガーフーズ株式会社の代表取締役社長に就任しております。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 (うち社外取締役)	8名 (-)	150百万円 (-)
監 (うち社外監査役)	3 (2)	16 (6)
合 (うち社外役員)	11 (2)	166 (6)

- (注) 1. 取締役のうち、使用人兼務取締役に該当する者はありません。
 2. 平成13年1月23日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額30百万円以内、監査役の報酬限度額は月額5百万円以内と承認されております。

④ 社外役員に関する事項

- (イ) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役東富士男氏は、弁護士法人あずま綜合法律事務所の社員を兼務しております。なお、当社は同法律事務所との間に顧問弁護士契約を締結しております。

監査役上野守生氏は、株式会社プロネクサスの代表取締役会長を兼務しております。なお、当社は株式会社プロネクサスとの間において、会社法や金融商品取引法に関する法定書類作成等の取引があります。

- (ロ) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当する事項はありません。

- (ハ) 当事業年度における主な活動状況

区 分	主 な 活 動 状 況
監査役 東富士男	当事業年度中に開催された取締役会5回のすべて、及び監査役会7回のすべてに出席し、コンプライアンスや海外事業施策などについての具体的な指摘と助言を行っております。
監査役 上野守生	当事業年度中に開催された取締役会5回のすべて、及び監査役会7回のすべてに出席し、コンプライアンスや経営管理システムなどに関する具体的な指摘発言を行っております。

*取締役会は5回の開催のほか、書面決議を2回行っております。

- (ニ) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外監査役ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(6) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「業務の適正を確保するための体制」（いわゆる内部統制システム）の整備構築に係る基本方針を以下①～⑨のとおり定めており、運用状況の概況については各項目下段に記載のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの役員並びに従業員は、「リンガーハットグループ行動基準」に掲げる五つの実践訓によって形成される倫理観並びに行動基準を指針とし、企業の社会的責任（CSR）を果たし、その基礎となる法令・定款を遵守するコンプライアンス体制を推進する。

現に取り組んでいる最新のCSR活動についてまとめられた「社会・環境報告書」は、2010年度より継続して発行され、グループ内全社で企業倫理観の認識をステークホルダーの方々と共有しながら、社会的使命を果たすとともに、コンプライアンス体制推進の一助としております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、取締役会規則並びにリンガーハットグループ役員内規の定めに従って職務を遂行し、その職務執行に係る電磁的記録を含む議事録・資料書類などについては、厳重な管理のもと、適切に保存する体制を推進する。

電磁的記録の管理は「情報セキュリティ管理規程」に基づき、重要ファイルはサーバーそのものへのアクセス制限を厳重に行う措置をとっております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

既存の危機管理マニュアルを十分に運用しつつ、また想定されるあらゆるリスク評価と見直しをCSR部門を中心に行っていく体制を推進する。

特に食の安全・安心の根幹である生産工場においては、ISO22000を認証取得後、その継続審査を受けることで、常に仕組みの改善と同時にリスク想定の見直しや、リスクマネジメントの強化が図られています。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
常勤の取締役で構成する常勤役員会の設置と、職務権限規程に定める業務分掌により、各取締役が常に適正かつ効率的に職務執行ができる体制を推進する。
- 常勤役員会は毎週1回の開催を原則として実施、執行役員のほか、各部署担当者からの重要案件の報告など、風通しがよい協議の場として開催、取締役の迅速な経営判断と効率的な職務執行ができる体制として運用されております。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
使用人のコンプライアンス体制を確保するため、倫理委員会を設置しリンガーハット・ヘルプラインを運営しながら、法令・定款違反を未然に防止する体制を推進する。
- 「すべてのお客さまに 楽しい食事のひとときを 心と技術でつくるリンガーハットグループ」という企業使命観を基に、コンプライアンスも含め「人として」正しくあるべき姿や企業理念を明文化した「リンガーハットフィロソフィー」を策定し、各部朝礼で輪読し、共通の企業理念が実践される風土づくりに取り組んでおります。また当事業年度においては、さらに理解を深める施策として「フィロソフィーセミナー」を22回開催し、延べ400名以上が受講いたしました。
- ⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
全社あるいはリンガーハットグループ全体に影響を及ぼす重要事項については、会議開催による多面的な検討を経て慎重に決定する仕組みとし、同グループの取締役、執行役員及び監査役で構成する経営合宿を設置する。また、業務運営の状況を把握し、その改善を図るため内部監査を実施する。
- 年2回開催の経営合宿はもとより、グループ各社のチームリーダーの全員による全体会議を月1回開催し、重要事項に関する情報は必ず共有と確認をする体制としております。また内部監査室は、定期的に事業子会社に対する業務の内部監査を実施し、指摘・改善に努めるとともに、個別の店舗監査結果等も主要役職者へ回覧報告されております。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
社長直轄の内部監査室が監査役の職務の補助を行う。また内部監査室の人事異動及び人事考課については、監査役の同意を得たうえで決定する。
- 内部監査室は社長直轄の下、総務人事部門とともに監査役の職務遂行に必要な情報提供などの補佐を行っております。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
会社の信用失墜や業績に重大な影響を及ぼす恐れのある事項、また「リンガーハットグループ行動基準」に著しく反する事実があった場合に、リンガーハット・ヘルプラインが有効に機能し、取締役はその報告を監査役に遅滞なく報告できる体制を推進する。
- ヘルプラインへの通報のうち、特に会社の社会的信用に影響を及ぼす事項があった場合には、CSR部門を通じて、直ちに監査役、取締役へ報告される体制が敷かれております。
- また毎日実施される朝会において、直営店／フランチャイズ店の区別なく、重大な事故やトラブルが発生した際の報告体制が敷かれており、迅速な情報収集とともにガバナンスの強化にも取り組んでおります。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の独立性要件を確保するため、監査役会規則の整備を推進する。
- また監査役は経営合宿などの重要な会議に出席することができる。さらに総務人事部門、CSR部門は必要に応じて監査役の職務を補助することができ、内部監査担当及び会計監査人は、監査役との連携を図り、適切な意思疎通と監査に必要な情報の共有及び実効的な監査業務の遂行を支援する。
- 監査役会規則、監査役監査基準、内部統制関係諸規程の整備、ならびに監査実務に必要なサポート体制が、内部監査室、CSR部門、総務人事部門により連携され、より適正な監査ができる状態を保っております。
- (7) 会社の支配に関する基本方針
該当する事項はありません。

連結貸借対照表
(平成27年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,103,356	流動負債	7,713,607
現金及び預金	1,857,072	買掛金	880,576
売掛金	629,779	1年内償還予定の社債	200,000
商品及び製品	52,064	短期借入金	1,670,000
仕掛品	10,402	1年内返済予定の長期借入金	1,822,462
原材料及び貯蔵品	251,658	未払金	86,964
前払費用	326,393	未払法人税等	724,961
繰延税金資産	98,201	未払消費税等	869,722
未収入金	731,026	未払法人税等引当金	578,662
その他	146,758	未払消費税等引当金	530,063
固定資産	21,838,460	株主優待引当金	61,973
有形固定資産	14,959,038	店舗閉鎖損失引当金	4,100
建物及び構築物	8,024,547	販売促進引当金	7,775
機械装置及び運搬具	728,268	資産除却債	3,962
土地	5,343,927	その他	272,383
リース資産	204,473	固定負債	6,362,051
建設仮勘定	73,152	社長期借入金	60,000
その他	584,668	長期未払債	3,279,231
無形固定資産	392,324	リース債	424,571
投資その他の資産	6,487,097	株式引当金	277,040
投資有価証券	1,879,512	退職給付に係る負債	13,914
繰延税金資産	673,092	長期預り保証金	826,909
差入保証金	998,733	退職給付に係る負債	387,134
建設協力金	134,858	その他	1,064,798
敷金	2,510,131	負債合計	14,075,659
その他	313,375	(純資産の部)	
貸倒引当金	△22,605	株主資本	11,305,205
資産合計	25,941,816	資本金	5,066,122
		資本剰余金	4,486,942
		利益剰余金	1,922,013
		自己株式	△169,873
		その他の包括利益累計額	560,951
		その他有価証券評価差額金	442,348
		為替換算調整勘定	62,106
		退職給付に係る調整累計額	56,496
		純資産合計	11,866,157
		負債及び純資産合計	25,941,816

連結損益計算書
 (平成26年3月1日から
 平成27年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上		36,681,460
売上		12,187,812
その他の営業		24,493,647
営業外		1,474,291
販売費及び一般管理費		25,967,939
営業利益		23,725,265
営業外収益		2,242,674
受取利息	5,492	
受取配当金	16,949	
受取引当金戻入	27,142	
受取損失引当金差	23,262	
受取の費用	25,635	98,482
営業外費用		
支持分法による	86,263	
支持分法による	11,415	
支持分法による	31,561	129,239
経常利益		2,211,917
特別利益		
特別補償	15,193	15,193
特別損失		
固定資産売却損	120,179	
固定資産除却損	73,580	
店舗閉鎖損失引当金繰入	62,015	
減損損失	190,612	
品質管理対策費用	65,224	511,612
税金等調整前当期純利益		1,715,498
法人税、住民税及び事業税	911,702	
法人税等調整額	△156,539	755,163
少数株主損益調整前当期純利益		960,334
少数株主損失(△)		△314
当期純利益		960,649

連結株主資本等変動計算書

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
平成26年3月1日残高	5,066,122	4,486,935	1,182,038	△278	10,734,817
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△220,674		△220,674
当期純利益			960,649		960,649
自己株式の取得				△170,216	△170,216
自己株式の処分		6		622	628
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	6	739,975	△169,594	570,387
平成27年2月28日残高	5,066,122	4,486,942	1,922,013	△169,873	11,305,205

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
平成26年3月1日残高	115,997	20,901	—	136,899	10,871,717
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当				—	△220,674
当期純利益				—	960,649
自己株式の取得				—	△170,216
自己株式の処分				—	628
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	326,351	41,204	56,496	424,052	424,052
連結会計年度中の変動額合計	326,351	41,204	56,496	424,052	994,440
平成27年2月28日残高	442,348	62,106	56,496	560,951	11,866,157

連 結 注 記 表

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

- ・連結子会社の数 7社
- ・連結子会社の名称 リンガーハットジャパン株式会社
浜勝株式会社
リンガーフーズ株式会社
リンガーハット開発株式会社
Ringer Hut Hawaii Inc.
Ringer Hut (Thailand) Co., Ltd.
Champion Foods Co., Ltd.

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社に該当する会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

- ・関連会社の数 1社
- ・関連会社の名称 Ringer Hut Hong Kong Co., Ltd.

(2) 持分法を適用していない関連会社の状況

持分法を適用していない関連会社はありません。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なるRinger Hut Hong Kong Co., Ltd.については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Ringer Hut Hawaii Inc.、Ringer Hut (Thailand) Co., Ltd.及びChampion Foods Co., Ltd.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

② たな卸資産

(イ) 商品及び製品

月別移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(ロ) 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(ハ) 原材料及び貯蔵品

・原材料

月別移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、平成11年3月1日以降に取得した取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～31年

機械装置及び運搬具 2年～10年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 株主優待引当金 株主優待券の利用による費用負担に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づき、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- ③ 店舗閉鎖損失引当金 店舗等の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、違約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。
- ④ 販売促進引当金 販売促進のための割引券等の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- ⑤ 株式給付引当金 株式付与規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、給付見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 重要なヘッジ会計の方法
- (イ) ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- (ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段 金利スワップ
- ヘッジ対象 借入金
- (ハ) ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
- (ニ) ヘッジの有効性評価の方法 特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- ② 退職給付に係る会計処理の方法
- 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。
- 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を翌連結会計年度より損益処理することとしております。
- 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ③ 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が826,909千円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が56,496千円増加しております。

なお、1株当たり純資産額は2.57円増加しております。

(追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、当連結会計年度より、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を早期適用しております。

当社は、従業員への福利厚生制度の拡充及び社員等の帰属意識と経営参画意識の醸成並びに長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ることを目的として、平成26年7月より「株式付与E S O P信託」制度を導入しました。

1.取引の概要

当社は、従業員に対する賞与のうち、一定割合を超える部分についてポイントを付与し、退職時に当該付与ポイントに相当する当社株式または売却代金を交付または給付します。従業員に給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理しております。

2.信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の当連結会計年度末の帳簿価額及び株式数は、149,425千円、90千株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産及び担保に係る債務

担保資産の内容及びその金額

土地	3,506,489千円
建物及び構築物	68,837千円
合計	3,575,326千円

担保に係る債務の金額

短期借入金	1,640,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,722,462千円
長期借入金	3,049,231千円
合計	6,411,693千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

18,233,144千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度期首 株 式 数	当連結会計年度増加 株 式 数	当連結会計年度減少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数
発行済株式				
普通株式	22,067,972	—	—	22,067,972
自己株式				
普通株式	199	100,751	370	100,580

- (注) 1. 上記自己株式には、株式付与E S O P信託口として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が当社との信託契約に基づき所有する当社株式90,865株を含めております。
2. 自己株式の株式数の増加100,751株のうち91,200株は株式付与E S O P信託制度の導入に伴う、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)による当社株式の取得による増加であり、9,551株は単元未満株式の買取による増加であります。
3. 自己株式の株式数の減少370株のうち、335株は株式付与E S O P信託口による当社従業員への割当による減少であり、35株は単元未満株式の買増請求による売渡であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月27日 定時株主総会	普通株式	110,338	5.00	平成26年 2月28日	平成26年 5月28日
平成26年10月10日 取締役会	普通株式	110,335	5.00	平成26年 8月31日	平成26年 11月13日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月27日 定時株主総会	普通株式	176,466	8.00	平成27年 2月28日	平成27年 5月28日	利益剰余金

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債の発行により資金を調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛金管理規程に沿ってリスク低減をはかっております。

投資有価証券は、業務上の関連を有する企業の株式であり、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

差入保証金、建設協力金及び敷金は、主に店舗の賃貸借契約に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、店舗開発部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングするとともに、早期回収を行うことにより財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。

営業債務である買掛金は、原則として翌月が支払期日です。

借入金のうち短期借入金の使途は運転資金であり、長期借入金及び社債の使途は設備投資資金であります。一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を利用して、ヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、長期借入金のヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注2)参照）。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	1,857,072	1,857,072	－
② 投資有価証券	1,721,161	1,721,161	－
資 産 計	3,578,233	3,578,233	－
① 短期借入金	1,670,000	1,670,000	－
② 長期借入金(※)	5,101,693	5,118,476	16,783
負 債 計	6,771,693	6,788,476	16,783
デリバティブ取引	－	－	－

(※) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

①現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

①短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、金利スワップの特例処理の対象となっている、変動金利による長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式(※1)	64,983
関 係 会 社 株 式(※1)	93,367
敷 金(※2)	2,510,131

(※1)これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、2. 金融商品の時価等に関する事項の②投資有価証券には含めておりません。

(※2)敷金については、償還時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 540円17銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 43円64銭 |

(重要な後発事象)

無担保社債の発行

当社は、平成27年3月16日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり無担保社債の発行を行いました。

- | | |
|---------|-------------------|
| (1)発行金額 | 10億円 |
| (2)発行時期 | 平成27年3月31日 |
| (3)年限 | 7年 |
| (4)払込金額 | 額面100円につき金100円 |
| (5)利率 | 0.47% |
| (6)償還方法 | 半年毎 |
| (7)資金用途 | 設備投資資金及び長期借入金返済資金 |

貸借対照表
(平成27年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,340,915	流動負債	7,334,618
現金及び預金	1,046,875	買掛金	737,122
売掛金	428,217	1年内償還予定の社債	200,000
商品及び製品	46,327	短期借入金	1,630,000
原材料及び貯蔵品	135,799	1年内返済予定の長期借入金	1,768,382
前払費用	164,515	リース債	84,993
未収入金	304,513	未払金	677,058
繰延税金資産	60,014	未払費用	115,743
その他	154,651	未払法人税等	147,885
固定資産	21,275,093	未払引当金	1,803,586
有形固定資産	14,254,092	株主優待引当金	61,973
建物	7,524,484	店舗閉鎖損失引当金	4,100
構築物	490,852	資産除去債	3,962
機械及び装置	698,660	その他	99,809
車両運搬具	24,146	固定負債	5,760,497
工具器具及び備品	122,325	社債	60,000
土地	5,118,693	長期借入金	3,108,271
リース資産	201,775	長期未払金	424,529
建設仮勘定	73,152	リース債	276,206
無形固定資産	304,750	株式給付引当金	4,357
ソフトウェア	34,424	退職給付引当金	415,180
リース資産	150,530	長期預り保証金	386,415
その他	119,795	資産除去債	1,057,086
投資その他の資産	6,716,250	その他	28,450
投資有価証券	1,786,144	負債合計	13,095,116
関係会社株式	735,456	(純資産の部)	
繰延税金資産	211,697	株主資本	10,078,544
差入保証金	981,286	資本金	5,066,122
建設協力金	134,858	資本剰余金	4,486,942
敷金	2,524,668	資本準備金	2,079,391
その他	586,291	その他資本剰余金	2,407,551
貸倒引当金	△244,153	利益剰余金	695,352
資産合計	23,616,009	その他利益剰余金	695,352
		繰越利益剰余金	695,352
		自己株式	△169,873
		評価・換算差額等	442,348
		その他有価証券評価差額金	442,348
		純資産合計	10,520,893
		負債及び純資産合計	23,616,009

損益計算書
(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上		14,149,527
上		12,440,542
原		1,708,985
高		3,746,025
利		5,455,010
入		4,241,461
益		1,213,549
益		5,943
益	16,949	息金額
費	13,257	益
費	23,576	益
費	16,982	益
費		76,710
費	78,895	息
費	2,822	息
費	18,207	他
費		99,924
費		1,190,334
費	10,943	金
費		10,943
費	120,017	損
費	65,600	損
費	62,015	損
費	361,784	損
費	5,527	損
費	139,489	損
費	65,224	損
費		819,658
費		381,620
費	371,359	税
費	△88,407	額
費		282,951
費		98,668

株主資本等変動計算書
(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
平成26年3月1日残高	5,066,122	2,079,391	2,407,544	4,486,935	817,357	817,357
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				－	△220,674	△220,674
当期純利益				－	98,668	98,668
自己株式の取得				－		－
自己株式の処分			6	6		－
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)				－		－
事業年度中の変動額合計	－	－	6	6	△122,005	△122,005
平成27年2月28日残高	5,066,122	2,079,391	2,407,551	4,486,942	695,352	695,352

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
平成26年3月1日残高	△278	10,370,137	115,997	10,486,134
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△220,674	－	△220,674
当期純利益		98,668	－	98,668
自己株式の取得	△170,216	△170,216	－	△170,216
自己株式の処分	622	628	－	628
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)		－	326,351	326,351
事業年度中の変動額合計	△169,594	△291,592	326,351	34,758
平成27年2月28日残高	△169,873	10,078,544	442,348	10,520,893

個 別 注 記 表
 (平成26年3月1日から
 平成27年2月28日まで)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券
 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産

① 商品及び製品

月別移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 原材料及び貯蔵品

(イ) 原材料

月別移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(ロ) 貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、平成11年3月1日以降に取得した取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～31年
構築物	10～20年
機械及び装置	10年
車両運搬具	2～6年
工具器具及び備品	4～6年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株主優待引当金

株主優待券の利用による費用負担に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づき、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(3) 店舗閉鎖損失引当金

店舗等の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、違約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。

(4) 株式給付引当金

株式付与規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、給付見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を翌事業年度より損益処理することとしております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。

4. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(イ) ヘッジ手段

金利スワップ

(ロ) ヘッジ対象

借入金

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

(追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に係る会計処理について、連結注記表(追加情報)に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(表示方法の変更)

貸借対照表

- 1.前事業年度まで区分掲記しておりました「流動資産」の「立替金」(当事業年度は、123,035千円)は金額的重要性が乏しいため、当事業年度より、「流動資産」の「その他」へ含めて表示しております。
- 2.前事業年度まで区分掲記しておりました「無形固定資産」の「施設利用権」(当事業年度は、12,187千円)、「電話加入権」(当事業年度は、91,184千円)、「借家権」(当事業年度は、7,578千円)は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より、「無形固定資産」の「その他」へ含めて表示しております。
- 3.前事業年度まで区分掲記しておりました「投資その他の資産」の「出資金」(当事業年度は、565千円)、「従業員貸付金」(当事業年度は、2,230千円)、「長期前払費用」(当事業年度は、17,863千円)、「破産更生債権等」(当事業年度は、22,605千円)、「店舗賃借仮勘定」(当事業年度は、70,057千円)は金額的重要性が乏しいため、当事業年度より、「投資その他の資産」の「その他」へ含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産及び担保に係る債務

担保資産の内容及びその金額

土地	3,472,820千円
建物	68,837千円
合計	3,541,657千円

担保に係る債務の金額

短期借入金	1,630,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,668,382千円
長期借入金	2,878,271千円
合計	6,176,653千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

16,492,207千円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	53,543千円
長期金銭債権	330,390千円
短期金銭債務	1,761,600千円
長期金銭債務	－千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額	14,213,202千円
営業取引以外の取引高の総額	2,077千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)
自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
自己株式				
普通株式	199	100,751	370	100,580

- (注) 1. 上記自己株式には、株式付与E S O P信託口として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が当社との信託契約に基づき所有する当社株式90,865株を含めております。
2. 自己株式の株式数の増加100,751株のうち91,200株は株式付与E S O P信託制度の導入に伴う、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)による当社株式の取得による増加であり、9,551株は単元未満株式の買取による増加であります。
3. 自己株式の株式数の減少370株のうち、335株は株式付与E S O P信託口による当社従業員への割当による減少であり、35株は単元未満株式の買増請求による売渡であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)

繰延税金資産	
未払事業税	13,033千円
株主優待引当金	21,876千円
資産除去債務	2,125千円
品質管理対策費用	21,333千円
その他	1,644千円
小計	60,014千円
評価性引当額	－千円
合計	60,014千円
繰延税金資産純額	60,014千円

(固定の部)

繰延税金資産	
退職給付引当金	146,558千円
合併に伴う固定資産評価損（土地）	39,609千円
減損損失	348,870千円
長期未払金	143,787千円
投資有価証券評価損	182,043千円
関係会社株式評価損	160,000千円
関係会社貸倒引当金	78,206千円
資産除去債務	372,424千円
その他	57,937千円
小計	1,529,438千円
評価性引当額	△992,382千円
合計	537,056千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	143,338千円
その他	182,019千円
合計	325,358千円
繰延税金資産純額	211,697千円

2. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率が引き下げられることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の35.3%から平成28

年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成29年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.0%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗設備、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等 (被所有)	権所割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末高 (千円)
							役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有する会社	株式会社鬼島本舗 (注)1	福岡市早良区	25,000	フードサービス業及び食品卸売業	—	—	製品の売	製品の売 (注)2	11,367	売掛金	2,830	
							店舗の賃貸等	賃貸料等の受取り (注)3	2,595			

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社代表取締役米濱和英及び非常勤取締役米濱鉦二の近親者が議決権の100.0%を直接保有しております。
2. 取引価格は、工場から店舗への出荷単価に一定の利益(20%基準)及び出荷諸経費を付加して決定しております。なお、支払条件は、3ヵ月サイトであります。
3. 取引価格等は一般的取引条件によっております。
4. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 子会社等

種類	会社等の名称	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
子会社	リンガーハットジャパン株式会社	「長崎ちゃんぽんリンガーハット」の営業	100%		食材等の販売	食材等の売上(注)1	8,847,941	—	—
					店舗売上金の預り	—	—	預り金	1,122,615
子会社	浜勝株式会社	「とんかつ浜勝」の営業	100%		食材等の販売	食材等の売上(注)1	3,572,345	—	—
					店舗売上金の預り	—	—	預り金	498,958
子会社	リンガーハット開発株式会社	設備メンテナンス業	100%		固定資産の購入	固定資産の購入等(注)2	1,466,831	未払金	136,085

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引価格は一般的取引条件によっております。
 2. 取引価格は、関係会社から提示される価格に基づき、市場の実勢価格を勘案して合理的に決定しております。
 3. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 478円93銭
 2. 1株当たり当期純利益 4円48銭

(重要な後発事象に関する注記)

無担保社債の発行

当社は、平成27年3月16日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり無担保社債の発行を行いました。

- (1)発行金額 10億円
 (2)発行時期 平成27年3月31日
 (3)年限 7年
 (4)払込金額 額面100円につき金100円
 (5)利率 0.47%
 (6)償還方法 半年毎
 (7)資金用途 設備投資資金及び長期借入金返済資金

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年4月15日

株式会社 リンガーハット
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 森 行一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 矢野 真紀 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リンガーハットの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リンガーハット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年4月15日

株式会社 リンガーハット
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 行一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢野 真紀 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リンガーハットの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

平成27年4月22日

株式会社リンガーハット 監査役会
常勤監査役 閑 敏 郎 ㊟
監 査 役 東 富 士 男 ㊟
監 査 役 上 野 守 生 ㊟

(注) 監査役東富士男、上野守生は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、効率的な経営体制の整備と積極的な店舗展開により、継続的かつ強固な収益基盤を確立することで、株主の皆さまへ安定した利益還元を行うことを基本方針としております。

当期末配当金につきましては、当期の業績と近年の経営環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金8円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は176,466,056円となります。
これにより、中間配当金を加えました通期の配当金は、前期より3円増配の1株につき13円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年5月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、非業務執行取締役等、社外監査役以外の監査役に対して、会社に対する損害賠償責任の一部を免除することが可能となったことにより、これら非業務執行取締役等による業務執行に関するモニタリングがさらに十分に機能されるように、現行定款第26条(社外取締役の責任免除)及び同第39条(社外監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。

なお、現行第26条の変更については、各監査役の同意を得ております。

(2)コーポレート・ガバナンスがさらに柔軟かつ機動的に機能されるよう、会社法上の制度ではない役付取締役の構成については、今後は取締役会に授権し、現行規定第23条(役付取締役)を削除するものであります。また、これに伴い株主総会及び取締役会の招集権者及び議長(同第15条及び第28条)、代表取締役(同第24条)に所要の変更を行うものであります。

(3)上記条文の削除に伴い、条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条(招集権者及び議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。ただし、<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第15条(招集権者及び議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。ただし、<u>当該代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第23条(役付取締役) <u>取締役会の決議により取締役会長・取締役社長各1名、取締役副社長・専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p>第24条(代表取締役) <u>取締役社長は、会社を代表する。</u></p> <p><u>2.取締役会の決議により、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</u></p>	<p>第23条(代表取締役) <u>取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条 <条文省略></p> <p>第26条（社外取締役の責任免除） 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第27条 <条文省略></p> <p>第28条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、社長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第29条～第38条 <条文省略></p> <p>第39条（社外監査役の責任免除） 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第40条～第50条 <条文省略></p>	<p>第24条 <現行どおり></p> <p>第25条（取締役の責任免除） 当社は、業務執行取締役等以外の取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第26条 <現行どおり></p> <p>第27条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。ただし、当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第28条～第37条 <現行どおり></p> <p>第38条（監査役の責任免除） 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第39条～第49条 <現行どおり></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、当社の現任取締役の全員（7名）が任期満了となります。つきましては、当該7名を再任候補者としての選任するとともに、業務執行のモニタリング機能を高め、企業価値をより一層高めるコーポレート・ガバナンス構築のため、社外取締役候補者として1名増員、計8名の選任をお願いするものであります。

なお、第45期定時株主総会（平成21年5月）終結の時以降、当社では社外取締役を置いておりませんでした。近年の株主、投資家の皆さまのご要望や、証券市場を主とした環境の変化に対応するため、より適正なガバナンスに資する人財候補者の検討を重ねてまいりました結果、この度の社外取締役候補者の選任議案上程に至ったものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	米 濱 和 英 (昭和18年12月1日)	昭和39年3月 当社設立に参画 昭和51年8月 当社代表取締役社長 平成17年5月 当社代表取締役会長 平成20年9月 当社代表取締役会長兼社長 平成26年5月 当社代表取締役会長 (CEO)(現任)	100,757株
2	秋 本 英 樹 (昭和29年4月6日)	平成10年5月 当社取締役 平成17年5月 当社専務取締役 平成18年5月 当社代表取締役専務 平成21年5月 リンガーハット開発株式会社代表取締役社長 平成26年5月 当社代表取締役社長 (現任)	11,334株
3	八 幡 和 幸 (昭和30年9月29日)	平成10年5月 当社取締役 平成23年3月 当社常務取締役 平成26年5月 当社専務取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 浜勝株式会社代表取締役社長	12,442株
4	前 田 泰 司 (昭和29年1月12日)	平成13年5月 当社取締役 平成23年3月 当社常務取締役 平成26年5月 当社専務取締役 (現任) [重要な兼職の状況] リンガーハットジャパン株式会社代表取締役社長	11,160株
5	佐々野 諸 延 (昭和35年8月18日)	平成16年3月 当社執行役員 平成22年5月 リンガーハットジャパン株式会社取締役 平成24年5月 当社取締役管理部担当 平成26年5月 当社取締役生産部担当 (現任)	10,701株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
6	福原扶美勇 (昭和37年9月14日)	平成16年3月 当社執行役員東日本事業部長 平成25年11月 当社執行役員海外事業部長本部リーダー 平成26年5月 当社取締役海外・沖縄事業本部担当(現任) [重要な兼職の状況] Ringer Hut Hawaii Inc. President Ringer Hut(Thailand)Co.,Ltd. President	5,666株
7	米濱 鈺 二 (昭和13年1月17日)	昭和51年8月 当社代表取締役副社長 平成17年5月 当社代表取締役会長 平成18年5月 当社取締役最高顧問(現任)	119,400株
8	<新任・社外取締役候補者> 川崎 享 (昭和40年4月28日)	平成20年5月 株式会社エム・アイ・ピー入社 平成25年5月 同社代表取締役社長(現任)	500株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- 各候補者の所有する当社の株式数には、当事業年度末現在におけるリンガーハット役員持株会名義における、各候補者の積立持分数(計5,040株)を含めて表示しております。
- 川崎享氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であり、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者の要件を満たしております。
- 当社は、川崎享氏が代表取締役を務める株式会社エム・アイ・ピーとの間で、同社が主宰するNPS(ニュー・プロダクション・システム)研究会におけるコンサルティング契約を締結しており、当事業年度における支払会費は連結販売費及び一般管理費の0.1%未満であり、一般株主と利益相反を生じるおそれのない範囲の額と判断しております。
また、当社代表取締役会長の米濱和英は、株式会社エム・アイ・ピーの監査役を兼務しておりますが、その職務はあくまで同社の適法性監査を主とする非業務執行者の立場であり、その兼務の事実が直ちに川崎享氏の当社における社外取締役としての独立性や当社ガバナンス体制に何ら影響を及ぼすものではないと判断しております。
- 川崎享氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が株式会社エム・アイ・ピーの代表取締役として経営に携わりながら、経営効率の追求と企業体質の改善強化を図るNPS研究会を主宰され、多業種にわたる広範な知識と見識によって、独立した立場での経営の監督と助言が期待できる人財と判断したことによるものであります。
- 当社は、川崎享氏が原案通り選任された場合には、現行定款第26条(社外取締役の責任免除)に定める、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その契約内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。また、併せて東京証券取引所及び福岡証券取引所が定める「独立役員」に該当するものとして指定する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、当社の現任監査役上野守生氏が任期満了となります。つきましては、同氏を再任候補者として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
上野守生 (昭和14年11月5日)	昭和51年1月 亜細亜証券印刷株式会社(現株式会社プロネクサス) 代表取締役社長 平成20年6月 株式会社プロネクサス代表取締役会長兼CEO 平成22年6月 同社代表取締役会長(現任) 平成23年5月 当社社外監査役就任(現任)	—

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 上野守生氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であり、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者の要件を満たしております。

3. 当社は、上野守生氏が代表取締役を務める株式会社プロネクサスとの間で、会社法及び金融商品取引法上の法定書類作成に関する取引がありますが、当事業年度におけるその取引高は連結販売費及び一般管理費の0.1%未満であり、一般株主と利益相反を生じるおそれのない範囲の額であり、また社外監査役としての独立性やガバナンス体制に何ら影響を及ぼすものではないと判断しております。

4. 上野守生氏は、ディスクロージャー・IR資料支援のスペシャリティーである株式会社プロネクサスの経営に長く携わり、経営者としての高い見識と豊富な経験を有しており、会社法や金融商品取引法などの企業法務に関する幅広い知識は、当社の監査体制の実効性強化とともに、ガバナンス向上に資する人財と判断しております。

なお、同氏は現に当社の社外監査役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

5. 当社は、上野守生氏が原案通り選任された場合には、現行定款第39条(社外監査役の責任免除)に定める、現に締結している損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であり、その契約内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。また、併せて東京証券取引所及び福岡証券取引所が定める「独立役員」に該当するものとして引き続き指定する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

平成24年5月24日開催の第48期定時株主総会において補欠監査役に選任された山内信俊氏の予選効力は、現行定款第36条（補欠監査役）の定めにより本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、改めて同氏を候補者として、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案による補欠監査役の予選の効力は、3年後の第54期定時株主総会開始の時までとなります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
山内信俊 (昭和22年3月31日)	昭和47年4月 弁護士登録 昭和60年2月 尚和法律事務所シニア・パートナー 平成14年1月 外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所東京事務所 パートナー 平成27年1月 同事務所オブ・カウンセル (現任)	2,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山内信俊氏は、補欠の社外監査役候補者であり、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者の要件を満たしております。
3. 当社は、山内信俊氏が所属する法律事務所との間で、主に海外事業における契約法務に関する顧問契約を締結しており、当事業年度中における顧問料等の取引高は連結販売費及び一般管理費の0.1%未満であり、一般株主と利益相反を生じるおそれのない範囲の額であり、また社外監査役としての独立性やガバナンス体制に何ら影響を及ぼすものではないと判断しております。
4. 山内信俊氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として国内外のM&Aや知的財産権等に関する企業法務に永年携わり、その非常に高度かつ専門的知見は社外監査役に資するものと判断しております。
5. 当社は、山内信俊氏が監査役に就任される場合には、現行定款第39条（社外監査役の責任免除）に定める、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その契約内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。

以上

株主の皆さまへ

平成27年5月8日
株式会社リンガーハット
代表取締役社長 秋本英樹

株主懇談会のご案内

拝啓 株主の皆さまには平素より格別のお引き立てを賜り、心より御礼申し上げます。

さて、当第51期定時株主総会終了後、株主の皆さまの当社へのご理解をより深めていただき、また当社並びにグループ会社役員及び幹部社員との交流と対話促進の場として、株主懇談会を開催いたしますので、お時間がございましたらご出席くださいますようご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 株主懇談会開催会場

ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」
(3階株主総会主会場の上階でございます。)

2. 開催日時

平成27年5月27日(水曜日)
定時株主総会終了後

3. 株主懇談会ご入場について

- ① 懇談会会場の収容能力及び警備保安の都合上、株主さまご本人以外の方のご入場はできませんので何卒ご了承ください。
また懇談会ご入場に当たっては定時株主総会会場ご入場受付でお渡しする出席票のご提示が必要となります。
- ② 定時株主総会終了までは、株主懇談会会場へのご入場並びにご案内はいたしかねますのでご了承ください。

以 上

